

静岡県告示第719号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和6年11月19日

静岡県知事 鈴木康友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N, N-ジエチル-2- {2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類 (通称名 Flunitazene、Fluonitazene)	令和6年11月16日
N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類 (通称名 Metodesnitazene、Metazene)	令和6年11月16日
1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類 (通称名 MD-PiHP、MD-PHiP)	令和6年11月16日
N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-プロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類 (通称名 ADB-5' Br-PINACA)	令和6年11月16日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。